# \*川区 パラスポーツフェスティ

パラスポーツは、障がいの有無や年齢を問わ ず、誰もが楽しめるスポーツです。皆さんも、 パラスポーツを体験してみませんか。



**日** 2月19日(日) **時間** 午前10時~午後3時

ボッチャ・シッティングバレーボール・ブラインドフ ットボール・車いすスポーツの体験

持ち物 室内用運動靴 ※運動ができる服装で





#### スタンプラリー

各競技の体験や展示の見学 で、スタンプを3つ以上集めた 方に、オリジナル巾着袋を差し 上げます。

※なくなりし だい終了

期日 2月19日(日)



#### 展示

各競技の紹介や、障がいのあ る方の作品を展示します。

期間

2月19日(日)~28日(以)



場 荒川総合スポーツセンター

問 合 せ スポーツ振興課スポーツ事業係 ☎内線3374

# ゆいの森ワークショップ カフェでの職場体験等



## ラテアート体験&コーヒーを学ぼう

2月19日・26日の(日)

午後1時~2時30分

ゆいの森あらかわ 2 階会議室

5歳~小学生と保護者

各5組(1組2人) 定員

ラテアート体験、子ども向けコーヒ 一講座等

### カフェ店員ってどんなお仕事

期日 2月19日(日)

午前9時30分~正午

ゆいの森あらかわ1階カフェ・ド・ クリエゆいの森あらかわ店・2階会

小学4年生~中学生 ※保護者の参加も可

5組(1組2人まで)

ブラックボードへのお絵描き教室、 商品作成、接客、試食品の配布等

#### カフェ店員になってみよう

期日 2月26日(日)

時間 午前9時30分~11時

ゆいの森あらかわ1階カフェ・ド・ クリエゆいの森あらかわ店・2階会

対象 5歳~小学生と保護者

定員 5組(1組2人)

内容 商品作成、接客、試食品の配布等

※申込順

申込み・問合せ

2月1日엥から来館・電話・ゆいの森あらかわホームページで、ゆいの森あらかわ1階総合カウンター☎(3891)4349

### 医療費等が高額の方は申請を )

# 高額医療・高額介護合算療養

令和3年8月1日~4年7月31日(合算期間)の1年間で、医療保険と介護保険の自己負担額が 高額になる場合に、限度額(**右表**)を超えた額を支給します。

※合算対象の医療費は、保険対象外の治療、サービスを除きます

※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に2万1000円以上の負担額を支払った場合、合算の対象になります

申請開始時期 2月下旬 ※後期高齢者医療制度に加入の方は、3月中旬

令和4年7月31日現在、荒川区の医療保険(国民健康保険または後期高齢者医療制 申請書の送付 度) の資格がある方には、申請書を2月下旬(後期高齢者医療制度に加入の方は、3 月中旬)に送付します ※国民健康保険の資格がある方は、世帯主に申請書を送付します

合算期間内に医療保険の資格に変更があった方等には、申請書を送付できません。**下記**の方法で申 請してください。

### ▶70歳未満の方

. 0,430,141,130,73	
適用区分(世帯単位)	自己負担 限度額
旧ただし書き所得901万円超	212万円
旧ただし書き所得600万円超901万円以下	141万円
旧ただし書き所得210万円超600万円以下	67万円
旧ただし書き所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

高額医療・高額介護合算療養費の 自己負担限度額表

	適用区分(世帯単位)	自己負担 限度額
現役並み 所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	I (課税所得145万円以上)	67万円
一般(現帯を除く)	役並み所得者・住民税非課税世	56万円
住民税非課税世帯	Ⅱ (世帯全員が区民税非課税 で、区分 I に該当しない)	31万円
	I (世帯全員が区民税非課税 かつ年金収入80万円以下 で、その他の所得がない)	19万円

※同じ世帯に70歳未満の方と70歳~74歳の方がい る場合は、70歳~74歳の方を計算し、残る負担 額を70歳未満の方の自己負担額と合算します

#### 申請書を送付できない方

- ◆荒川区の医療保険の資格を取得した方 …国保年金課で申請してください
- ◆荒川区の医療保険の資格を喪失した方 …令和4年7月31日現在加入している

ほかの医療保険者に申請してください

- ◆荒川区に転入(後期高齢者医療制度の方は都外か
- **ら)した方**…国保年金課で申請してください ◆荒川区から転出(後期高齢者医療制度の方は都外
- **へ)した方**…転入先の自治体で申請してください
- ◆荒川区の医療保険以外の方…令和4年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください

問合せ

- ▶国民健康保険………国保年金課保険給付係(区役所1階) ☎内線2383
- ▶後期高齢者医療制度…国保年金課後期高齢者医療係(区役所1階) ☎内線2391
- ▶介護保険………介護保険課介護給付係(区役所2階) ☎内線2432